

2026年1月1日

「林野火災警報」運用開始

対象区域内での

火の使用が制限

されます

1月から5月の林野火災多発期に発令指標を満たした場合、林野火災警報等を発令します。該当市町村の地域森林計画対象森林及び国有林内での火の使用が制限されます。

林野火災警報発令中に火の使用制限に従わない場合は、**罰則**が適用されることがあります。

詳しくは裏面をお読みください。

林野火災警報等発令時に制限される火の使用の例



●山林での火入れ



●たき火



●花火や火遊び



●燃えやすい物の近くでの喫煙

2025年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受け、国により検討された結果、林野火災多発期（1月から5月）に一定の気象条件に達した場合、「林野火災警報」や「林野火災注意報」を発令し、発令中の「屋外における裸火で火の粉が飛散する行為」を制限することで、林野火災予防の実効性を高めることが必要とされました。